

告 示

埼玉県告示第千二百四十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

令和六年十一月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 処分をした年月日

令和六年十一月八日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

有限会社協栄クラフト

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県川口市大字東本郷千八百十四番地の四

ハ 代表者の氏名

西里 力

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般―六）第五九一八四号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

イ 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業の全て

ロ 停止を命ずる期間

令和六年十一月二十五日から同年十一月二十七日までの三日間

四 処分の原因となった事実

有限会社協栄クラフトは、土木、とび・土工、鋼構造、舗装、しゅんせつ及び水道施設工事業で登録していた専任技術者が令和二年十二月三十一日に退職したことで、建設業法第七条第二号の許可基準を満たさなくなり、許可要件を欠いた状態にありながら、とび・土工工事において、建設業法第三条第一項の政令で定める軽微な建設工事の金額以上の工事を複数請け負っていたことは、同法第三条第一項に違反し、同法第二十八条第三項（同条第二項第二号該当）に該当する。